

孫育て交流サロン創設事業費補助金の概要

1 目的

地域社会全体での世代間の支え合いによる子育て環境づくりの拡大を図るため、孫育て交流サロン創設事業を行う者に対し、補助金を交付するもの。

《孫育て交流サロン》・・・育児を支えている祖父母世代が、各地域において、相互交流と情報交換をしながら、自らの孫を含めた孫世代の子ども（児童）たちとの世代間交流活動を行うための拠点

2 交付対象経費

- ①祖父母世代の相互交流・情報交換及び世代間交流活動の実施並びに交流の拠点として必要となる物品の購入経費
- ②幼児用トイレの設置に係る経費
- ③幼児用手洗い場の設置に係る経費
- ④その他知事が必要と認める経費（専用室の設置など施設整備に係るものを想定）

3 補助率及び事業費の上限額

- ①補助率
市町村が実施：1/2、市町村以外が実施：10/10
- ②事業費の上限額
1箇所あたり1,000千円。ただし、物品の購入のみの場合は500千円

4 スケジュール

- 4月17日 補助金交付要綱周知
- 5月9日 申請意向確認
- 6月7日 交付申請期限
- 6月中旬 交付決定及び事業開始

5 その他

- ・孫育て交流サロンの未整備の市町村を優先的に採択する